

子吉川水系河川整備基本方針（案）の骨子

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

(概要)

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・ 流域の地質、降雨量
- ・ 鳥海山から鳥海高原、河岸段丘地帯を流下し、本荘平野にある本荘市街地を貫流

(流域の自然環境)

- ・ 源流は国定公園の鳥海山、中腹にはブナの原生林
- ・ 上中流部にはイワナ、ヤマメが生息
- ・ 中流部にはサクラマス、サケ、アユの産卵場
- ・ 下流部の汽水域はシロウオの産卵場、伝統漁法であるシロウオの持ち網漁は子吉川の風物詩

(子吉川の歴史)

- ・ 本荘港は藩政時代から西廻り航路で栄えた河口港
- ・ 河岸段丘が平野部にかけて発達し、この遷移部で洪水氾濫が発生しやすく、たびたび氾濫や破堤を繰り返してきた。河岸段丘地帯では、集落は中高位の段丘に、低位の段丘は農地としての土地利用が成されている

(水害の歴史と治水事業の沿革)

- ・昭和4～15年に秋田県が築堤および河道掘削の改修
- ・昭和20～40年代前半の洪水を契機に昭和46年に直轄事業として着手
- ・昭和47年7月洪水をはじめその後の相次ぐ大洪水等に鑑み、昭和62年に現行の工事実施基本計画を策定
- ・近年においても平成10年8月洪水など相次いで洪水が発生し、浸水被害が頻発

(河川水の利用)

- ・古くから農業用水、水力発電、都市用水として利用されている
- ・水不足を補うため溜め池等により対処してきたが、たびたび発生する渇水に悩まされている

(水質)

- ・上流から下流の水質はBODが0.5～1.4mg/Lと全川にわたりは良好

(河川の利用)

- ・下流部は明治時代から水上スポーツが盛んな「ボートのまち」(公認のボートコースとボートプラザ・アクアパル)
- ・「子吉川市民会議」をはじめとする市民団体が河川愛護の啓発活動や環境学習等様々な活動を展開
- ・河川の癒し効果を活かした心身を癒す「癒やしの川づくり」を実践し、市民や医療、福祉にも利用

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(治水、利水、環境の総合的な方針)

- ・治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開
- ・水源から河口まで水系一貫した計画に基づく
- ・段階的な整備を進めるにあたり目標を明確にして実施
- ・健全な水循環系の構築を図るため流域一体で取り組む
- ・河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう維持管理を適切に行う

ア. 災害の発生の防止又は軽減

(流域全体の河川整備の方針)

- ・洪水調節施設と河川改修により計画規模の洪水を安全に流下
- ・河岸段丘地帯では、人家の少ない低い段丘面を利用して遊水機能の確保強化を行いながら、上下流の治水安全度を効率的に向上させる

(河川管理施設の管理、ソフト対策等)

- ・河川管理施設の良い状態の保持と施設管理の高度化、効率化
- ・超過洪水等に対する被害の軽減
- ・情報伝達体制の充実等の被害軽減対策
- ・本支川、上下流バランスを考慮した水系一貫の河川整備

イ. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持)

- ・都市用水等の安定供給や流水の正常な機能の維持のため、水資源開発を行うとともに、広域的かつ合理的な水利用を促進
- ・渇水等発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供等の体制の整備と水融通の円滑化などを関係機関等と連携して推進

ウ. 河川環境の整備と保全

(河川環境の整備と保全の全体的な方針)

- ・舟運の歴史やボート等の水面利用など子吉川との係わりを考慮し、良好な河川景観の保全と多様な動植物が生育・生息する豊かな自然環境を次代に引き継ぐ
- ・河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め、地域と連携しながら川づくりを推進

(動植物の生息地・生育地の保全)

- ・多様な生物が生息する汽水域の保全
- ・絶滅が危惧されるシロウオ等の産卵場の保全

- ・天然のアユやサケ、サクラマスなど回遊性魚類の遡上環境の確保や産卵床や生息環境の保全再生
- ・外来植物の拡大を防ぐため、河川内の改変に伴う裸地化を防止

(良好な景観の維持、形成)

- ・鳥海山や河畔林などと調和した河川景観の保全
- ・沿川に存在するまち並と調和した水辺空間の維持、形成

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・子吉川の恵みを生かしつつ、自然とのふれあい、環境学習の場等の整備保全
- ・舟運、ボートの歴史や癒しの川づくりの活動などを踏まえ、利用促進を図るための整備

(水質)

- ・現状の水質の維持改善を図るため、関連事業や関係機関及び地域住民と連携して現状の良好な水質を保全

(河川敷地の占用及び工作物の設置、管理)

- ・治水、利水、河川環境との調和を図る

(モニタリング)

- ・環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い河川整備や維持管理に反映

(地域の魅力と活力を引き出す河川管理)

- ・河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図る
- ・住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

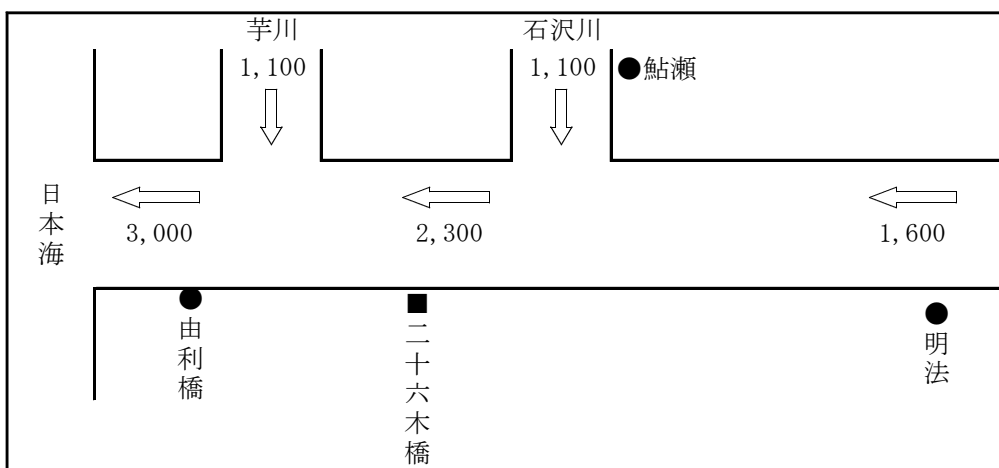
基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設に よる調節流量 (m^3/s)	河道への 配分流量 (m^3/s)
子吉川	とどろき 二十六木橋	3,100	800	2,300

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

子吉川計画高水流量図

(単位： m^3/s)



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口又は合流 点からの 距離(km)	計画高水位 T.P. (m)	川 幅 (m)
子吉川	ゆり 由利橋	3.3	4.80	190
	二十六木橋	7.0	6.39	210
石沢川	あゆせ 鮎瀬	子吉川合流地点から 1.3	10.32	100

(注) T.P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

- みやうち
・宮内地点：おおむね11m³/s